

岩 舟 町

建築物耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月

岩 舟 町

目 次

第1章 基本方針 -----	1
1. 背景と目的 -----	1
2. 位置づけ -----	2
3. 計画期間 -----	2
4. 対象区域及び対象建築物 -----	3
第2章 耐震化の現状及び目標 -----	5
1. 岩舟町で想定される地震の規模・被害の想定 -----	5
2. 耐震化の現状 -----	8
3. 耐震化の目標 -----	13
第3章 住宅・建築物耐震化の実施計画 -----	16
1. 基本的な考え方 -----	16
2. 取り組むべき施策 -----	17
2-1. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 --	18
2-2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための環境整備 -----	21
2-3. 耐震診断・耐震改修の促進策 -----	23
2-4. その他の地震時における建築物等の安全対策 -----	29
第4章 その他建築物の耐震化を促進するための施策 -----	31
1. 建築物所有者への指導・指示等 -----	31

資 料 編

第1章 基本方針

1. 背景と目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、約24万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等甚大な被害をもたらした。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらに、この約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等（9万棟を超える家が全壊）によるものであった。

この教訓から国は、平成7年10月「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行）」（以下、「耐震改修促進法」という。）を制定し、建築物の耐震化に取り組んできた。

しかし、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震などの大地震が頻発し、わが国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくないとの認識が広がった。

このように建築物の地震対策が緊急の課題とされるなか、中央防災会議の「地震防災戦略」、地震防災推進会議の提言等に基づき「耐震改修促進法」が平成17年11月7日に改正された。これを受け、政令や省令及び関連する国土交通省告示がなされ、平成18年1月26日から法が施行した。

さらに、国から平成18年1月に策定された「建築物の耐震診断及び耐震改修を図るための基本的な方針」において、都道府県の耐震改修促進計画については、法施行後、できるだけ速やかに策定すべきであるとの考えが示された。

これを受け、栃木県では、平成19年1月に「栃木県建築物耐震改修促進計画」（以下、「県計画」という。）を策定し、既存建築物の耐震改修等を含む耐震化施策を総合的に進めている。

こうした動きを踏まえ、岩舟町は、住宅及び建築物の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりの実現を目指し、地震による建築物の被害・損傷を最低限に止める減災の視点を基本において、住民の生命と財産を保護することを目的として「岩舟町建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定した。

2. 位置づけ

本計画は、「耐震改修促進法」第5条第7項の規定に基づき策定するものであり、県計画及び岩舟町地域防災計画等との整合を図るものとする。

また、岩舟町振興計画に基づくとともに、岩舟都市計画マスタープラン等の分野別施策との整合を図りながら定めるものとする。

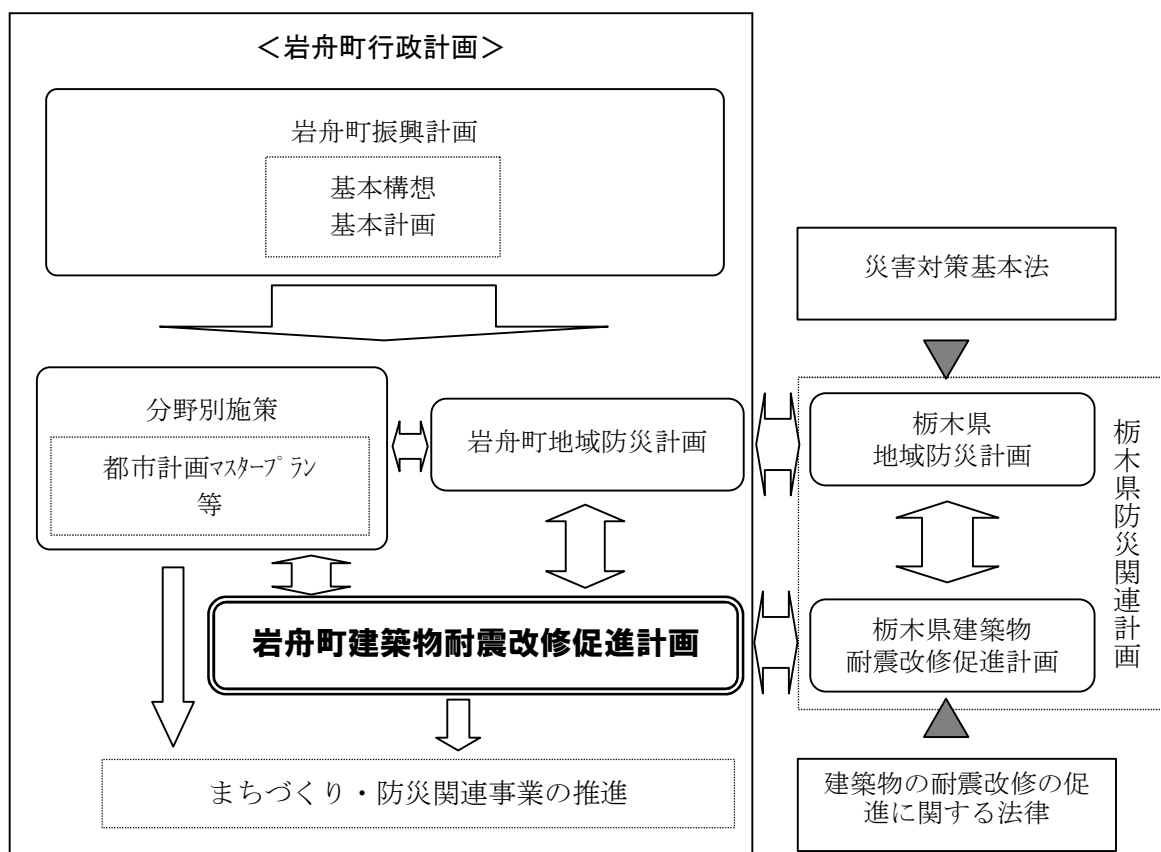


図1 岩舟町建築物耐震改修促進計画の位置づけ

3. 計画期間

本計画の期間は、県計画を踏まえ、平成20年4月から平成28年3月までとする。

なお、社会経済状況や関連計画の改定等に対応するため、概ね3年を目途として実績等の検証を行い、必要に応じて計画内容を見直すものとする。

4. 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は岩舟町全域とする。

対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 20 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に建築された建築物のうち、次に示すものとする。

表 1 耐震改修促進計画の対象建築物

種 類	内 容
住 宅	○戸建住宅、共同住宅（長屋住宅含む） ○町営住宅
特定建築物（公民）	○耐震改修促進法第6条に定める特定建築物（表 2）
防災上重要な 町有建築物	○岩舟町地域防災計画に位置付けられた、「防災拠点」、「指定避難場 所」となる町有建築物

表2 特定建築物一覧表(耐震改修促進法第6条第1項)

法	政令第2条第2項	用途	法第6条の所有者の努力義務 および法第7条第1項の 「指導・助言」対象建築物	法第7条第2項の 「指示」対象建築物
法第6条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
	第2号	小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホーム その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
	第3号	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
		学校 第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		工場(危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く)	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
	自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
	第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
	法第6条第2号	危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
	法第6条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	

第2章 耐震化の現状及び目標

1. 岩舟町で想定される地震の規模・被害の想定

本町で想定される大規模な地震としては、首都直下地震対策専門調査会報告（中央防災会議：平成17年7月）において「茨城県南部地震（マグニチュード7.9）」が指摘されている。

（図2）また、一方では、栃木県地域防災計画では、栃木県において最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震として、「想定宇都宮市直下型地震」を設定し、その被害を予測している。（図3）。

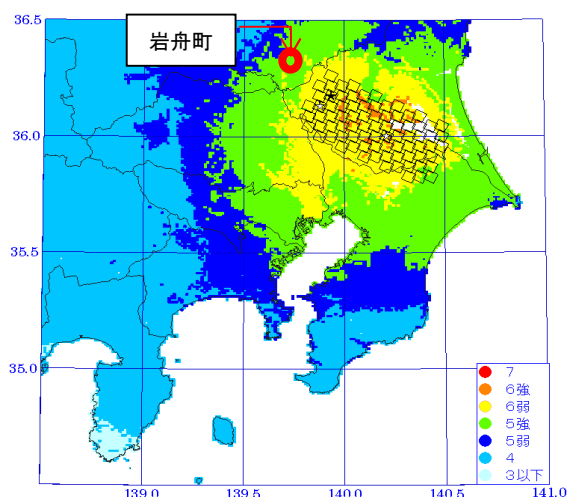


図2 茨城県南部地震震度分布図

（資料）首都直下地震対策専門調査会報告書

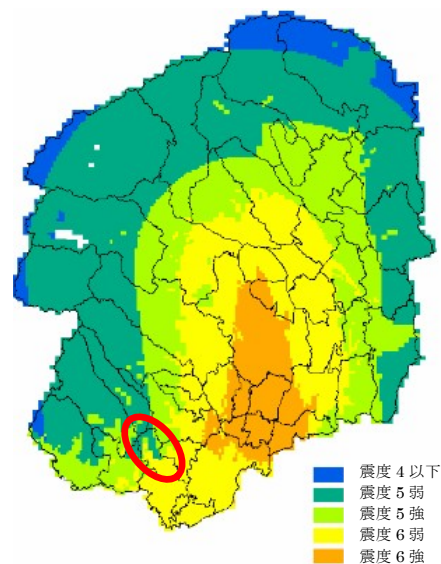


図3 想定宇都宮市直下型地震による震度分布

（資料）栃木県地域防災計画

表3 栃木県防災情報システムによる被害予測(想定震度)

想定地震	想定震度
茨城県南部地震	震度5弱～5強
想定宇都宮市直下型地震	震度5弱～5強

本計画では、平成20年2月から本町において稼動している「栃木県防災情報システム」による被害予測を活用し被害予測を行った結果、2つの地震とも同様な震度が想定されるが、岩舟町地域防災計画（平成19年3月）との整合性も考慮し「想定宇都宮市直下型地震」を想定される地震とする。

(1) 想定条件

想定地震名：想定宇都宮市直下型地震

地震規模 M7.3

(2) 発災ケース

次の3つのケースを想定する。

○冬早朝5時：阪神・淡路大震災と同様の時間帯、多くの人自宅就寝中

○春秋昼12時：会社や学校にいる人が多い時間帯

○冬夕刻18時：帰宅ラッシュと重なる時間帯、出火危険性の高い時間帯

(3) 予測結果の概要

宇都宮市から小山市までの広いエリアで震度6強となり、栃木県防災情報システムによる本町の被害予測では、南部の平地で震度5強、北部の山地で震度5弱と予測される。県全体では、建築物被害として全半壊棟数の割合が全体の約18%、人的被害として県内の死者数は1,000人を越えるものと予測される。

また、栃木県地域防災計画における本町の被害推計は、人的被害が多く想定され、朝5時発災で、死者数5人未満、要救助者数50人未満となっている。

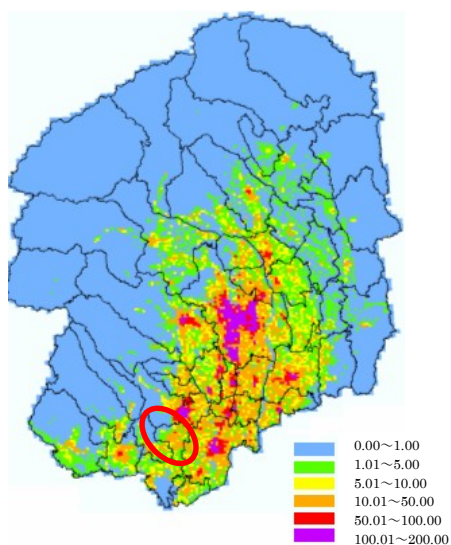


図4 予測結果の分布(全半壊棟数分布)

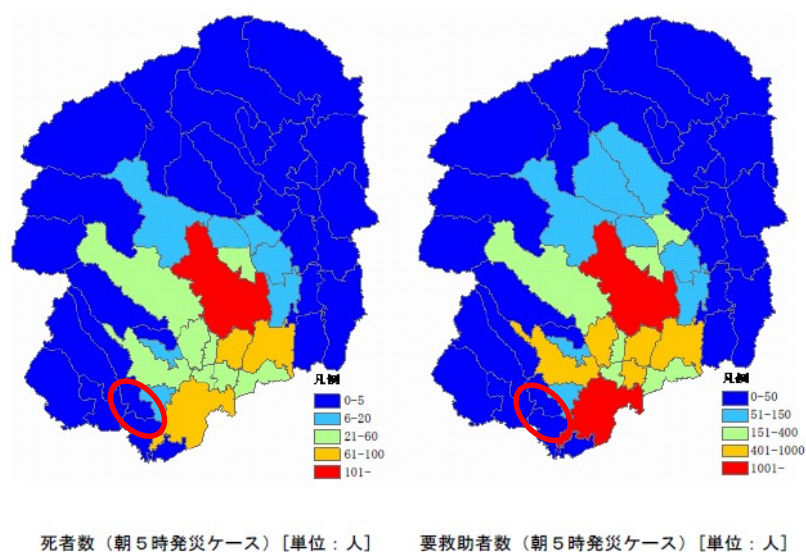


図5 予測結果の分布(死者数・要救助者数)

(資料) 栃木県地域防災計画

地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模(マグニチュード)」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なる。一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。

しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなる。

台地や低地が分布する本町の南部は、比較的やわらかい地盤で覆われており、ゆれが大きくなることが予想され、中でも水田となっている低地には、ところにより軟弱な地盤が

分布しているため、地震によるゆれが特に大きくなり建築物に与える影響は大きい可能性がある。

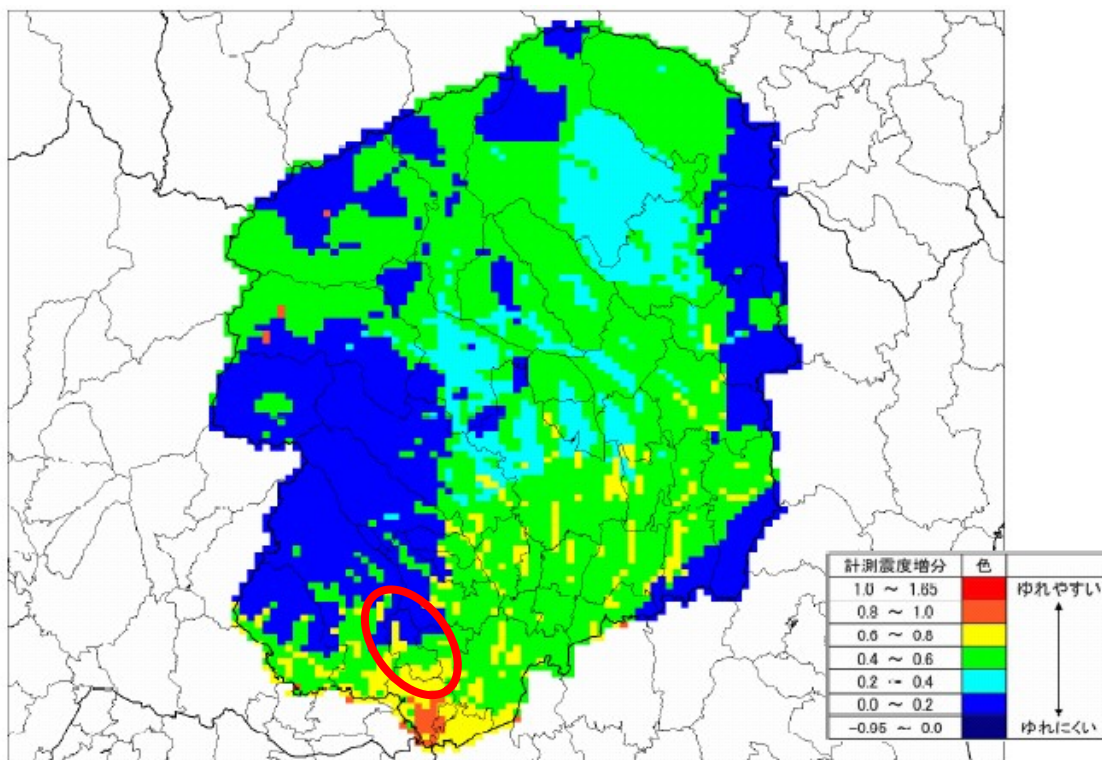


図6 表層地盤の揺れやすさ(栃木県)

(資料) 栃木県地域防災計画

2. 耐震化の現状

(1) 住宅

①一般住宅

平成 15 年住宅・土地統計調査の結果から、平成 19 年における住宅の耐震化率を推計(*1)すると、住宅の耐震化率は 65.8%と想定される。

戸建住宅については、総住宅戸数 4,870 戸に対し耐震性を有する住宅数は 3,060 戸であり、耐震化率は、62.8%となる。

共同住宅については、総住宅戸数 630 戸に対し耐震性を有する住宅数は 560 戸であり、耐震化率は、88.9%となる。

表 4 住宅の耐震化の現状

(戸)

	昭和 56 年 以前の住宅 a	昭和 57 年 以降の住宅 b	住宅数 a+b=c	耐震性を 有する住宅数 d	耐震化率(% (平成 19 年) e=d/c
戸建住宅	2,180	2,690	4,870	3,060(*2)	62.8
共同住宅	290	340	630	560	88.9
住宅総数	2,470	3,030	5,500	3,620	65.8

(資料) 平成 15 年住宅・土地統計調査

(*1)：耐震化率の推計については、国の推計値(※1)を用いている。また、昭和 55 年以前住宅の減少率(※2)は住宅・土地統計調査における栃木県分の実績値を用いている。

※1：昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震化を有すると思われる住宅戸数の割合は、国の推計値では、戸建住宅：12%、共同住宅：76%となっている。

※2：昭和 55 年以前の住宅の減少率は、住宅・土地統計調査を基にした栃木県分の実績では、昭和 35 年以前：-13.0%、昭和 36～昭和 45 年：-11.0%、昭和 46～昭和 55 年：-3.0%となっている。

(*2)：戸建住宅の「耐震性を有する住宅数」には、平成 15 年住宅・土地統計調査で、既に耐震工事が行われている 110 戸分を加算している。

※住宅・土地統計調査では昭和 56 年～60 年の 5 年分の建築戸数がまとめられているため、ここでは推計上昭和 56 年分として 5 年分の戸数の 1/5 を計上している。

②町営住宅

町内には 1 棟 (4 戸) の町営住宅があるが、昭和 56 年以前に建築されたものであることから、必要な耐震性は有していないものと想定される。

表 5 町営住宅等の耐震化の現状

(棟、戸)

住宅の種別		昭和 56 年 以前の住宅 a	昭和 57 年 以降の住宅 b	住宅数 a+b=c	耐震性を 有する住宅数 d	耐震化率(% (平成 19 年) e=d/c
町営住宅	棟	1	0	1	0	0.0
	戸	4	0	4	0	0.0

(2) 特定建築物

① 民有建築物

平成 19 年における町内の民有特定建築物は総数 25 棟であり、そのうち耐震性を有する建築物は 5 棟で、耐震化率 20.0%となっている。

法第 6 条第 1 号に該当する建築物は 10 棟であり、そのうち耐震性を有している建築物は 1 棟で、耐震化率 10.0%となっている。

法第 6 条第 2 号に該当する建築物は 10 棟あるが、全ての建築物が昭和 56 年以前に建設されていることから、必要な耐震性を有していないものと想定される。

法第 6 条第 3 号に該当する建築物は 5 棟であり、そのうち耐震性を有している建築物は 4 棟で、耐震化率 80.0%となっている。

表 6-1 特定建築物(民有建築物)の耐震化の現状 (棟)

民有特定建築物	昭和 56 年以前の建築物	昭和 57 年以降の建築物	建築物数	耐震性を有する建築物	耐震化率(%) (平成 19 年)
種 別	a	b	a+b=c	d	e=d/c
法第 6 条第 1 号	9	1	10	1	10.0
病院	1	0	1	0	0.0
保育園	1	0	1	0	0.0
社会福祉施設	0	1	1	1	100.0
店舗等	1	0	1	0	0.0
共同住宅	6	0	6	0	0.0
法第 6 条第 2 号	10	0	10	0	0.0
塗料貯蔵庫	1	0	1	0	0.0
ガソリンスタンド	9	0	9	0	0.0
法第 6 条第 3 号	1	4	5	4	80.0
集会所	0	1	1	1	100.0
住 宅	1	1	2	1	50.0
事務所	0	1	1	1	100.0
倉 庫	0	1	1	1	100.0
合 計	20	5	25	5	20.0

② 公有建築物

平成 19 年における町内の公有での特定建築物は総数 6 棟であり、そのうち耐震性を有する建築物は 4 棟（耐震化率 66.7%）となっている。

これらは、防災上重要な町建築物（指定避難場所）にも位置づけられている。

表 6-2 特定建築物(公有建築物)の耐震化の現状 (棟)

公有特定建築物	昭和 56 年以前の建築物	昭和 57 年以降の建築物	建築物数	耐震性を有する建築物	耐震化率(%) (平成 19 年)
種 別	a	b	a+b=c	d	e=d/c
法第 6 条 1 号	3	3	6	4	66.7
学校等	3	3	6	4	66.7

(3) 防災上重要な町有建築物等（公有特定建築物含む）

平成 19 年現在、町内の防災上重要な町有建築物は 26 施設であり、そのうち 19 施設（耐震化率 73.1%）が必要な耐震性を有している。

その内訳をみると、岩舟町地域防災計画で「防災拠点」と位置づけられている施設が 13 施設あり、そのうち 10 施設（耐震化率 76.9%）が必要な耐震性を有している。

また、「指定避難所」に位置づけられている施設は 15 施設（防災拠点として指定されている 2 施設を含む）あり、そのうち 9 施設（耐震化率 60.0%）が必要な耐震性を有している。

さらに、町有建築物としての位置づけではないが、「各自治会の公民館」（被災時は 2 次的な避難場所と想定）が 51 施設あり、そのうち 18 施設（耐震化率 35.3%）が必要な耐震性を有している。

表 7 防災上重要な町有建築物の耐震化の現状 （施設）

種 類	昭和 56 年以前 の建築物	昭和 57 年以降 の建築物	建築物数 a+b=c	耐震性を 有する住宅数 d	耐震化率(%) (平成 19 年) d/c
	a	b			
防災拠点	3	10	13	10	76.9
指定避難場所	6	9	15	9	60.0
合 計	7*	19	26*	19	73.1

（*）建築物の合計については、2 箇所（岩舟町中央公民館、岩舟町武道館）が防災拠点と避難所を兼ねるため合計値から控除

表 8 各自治会の公民館（被災時は 2 次的な避難場所と想定） （施設）

種 類	昭和 56 年以前 の建築物	昭和 57 年以降 の建築物	建築物数 a+b=c	耐震性を 有する住宅数 d	耐震化率(%) (平成 19 年) d/c
	a	b			
自治公民館	34	18	51	18	35.3

◆防災上重要な町建築物

本計画では、防災上重要な町有建築物を岩舟町地域防災計画で位置づけられている下記に示す「防災拠点」及び「指定避難場所」とする。

表 9 防災上重要な町建築物(防災拠点)

	名 称	建設年次	延床面積 (㎡)	建築物階数	耐震性 の有無
1	岩舟町役場本庁舎	昭和 34 年 4 月	988	3F	×
2	岩舟町武道館	昭和 45 年	784	1F	×
3	岩舟町中央公民館	昭和 44 年	1,005	2F	×
4	岩舟町消防団第1部詰所	昭和 61 年 11 月	79	1F	○
5	岩舟町消防団第2部詰所	平成 4 年 3 月	68	2F	○
6	岩舟町消防団第3部詰所	昭和 63 年 3 月	59	2F	○
7	岩舟町消防団第4部詰所	平成 8 年 5 月	76	2F	○
8	岩舟町消防団第5部詰所	平成 9 年 3 月	62	2F	○
9	岩舟町消防団第6部詰所	平成 2 年 3 月	69	2F	○
10	岩舟町消防団第7部詰所	平成 3 年 3 月	93	1F	○
11	岩舟町消防団第8部詰所	平成 10 年 2 月	58	2F	○
12	岩舟町消防団第9部詰所	平成 5 年 3 月	70	2F	○
13	岩舟町消防団第 10 部詰所	平成 12 年 1 月	58	2F	○

表 10 防災上重要な公共建築物(指定避難場所)

	名 称	建設年次	延床面積 (㎡)	建築物階数	耐震性 の有無
①	岩舟小学校	昭和 56 年 8 月	5,333	4F	×
②	静和小学校	昭和 58 年 3 月	5,321	4F	○
③	小野寺南小学校	昭和 62 年 3 月	2,043	2F	○
④	小野寺北小学校	平成 元 年 3 月	2,001	2F	○
⑤	岩舟中学校(校舎)	昭和 51 年 7 月	4,888	1F~3F	○
⑥	岩舟中学校(体育館)	昭和 53 年 8 月	1,552	2F	×
7	岩舟町中央公民館	(防災拠点参照)			—
8	岩舟町武道館	(防災拠点参照)			—
9	岩舟町健康福祉センター (遊楽々館)	平成 15 年 9 月	2,628	1F	○
10	静和連絡所	昭和 60 年 3 月	397	1F	○
11	西根南集会所	昭和 52 年 3 月	142	1F	×
12	下津原集会所	昭和 54 年 3 月	214	1F	×
13	岩舟町農村環境改善センター (こなら館)	平成 6 年 10 月	998	1F	○
14	岩舟町文化会館(コスモホール)	平成 4 年 8 月	3,394	4F	○
15	岩舟町ふるさとセンター	昭和 63 年 3 月	258	2F	○

(※) ①~⑥は、特定建築物

(※) 岩舟中学校の床面積は、全校舎の合計値とする

表 11 各自治会の公民館(被災時は2次的な避難場所と想定)

	大字名	名 称	建設年次	延床面積 (㎡)	耐震性 の有無
1	五十畑	五十畑公民館	昭和 58 年 5 月	112.2	○
2	和泉	中の島研修館	平成 11 年	95.2	○
3		鶴巻公民館	昭和 43 年	76.0	×
4		和泉公民館	昭和 42 年 4 月	188.0	×
5	静和	和泉第三公民館	昭和 42 年 4 月	71.8	×
6		古橋北公民館	昭和 42 年 7 月	65.2	×
7		古橋南不動公民館	昭和 49 年	85.8	×
8		静和駅前公民館	昭和 57 年 10 月	106.0	○
9		愛宕公民館	昭和 41 年 1 月	75.9	×
10		林中原公民館	昭和 61 年 11 月	82.5	○
11		赤羽根公民館	平成 3 年	86.0	○
12		赤塚公民館	昭和 52 年	62.9	×
13		岸内公民館	昭和 45 年 4 月	26.4	×
14		三ツ谷公民館	平成 8 年	99.0	○
15		鯉ヶ島公民館	平成元年	60.9	○
16		芝宮公民館	昭和 52 年 11 月	59.4	×
17		水掛集会所兼研修館	昭和 59 年 3 月	99.4	○
18		曲ヶ島	曲新田公民館	昭和 54 年 4 月	149.2
19	向公民館		昭和 56 年 11 月	85.8	○
20	曲本郷公民館		昭和 9 年	50.0	×
21	上サ公民館		昭和 60 年	99.0	○
22	五斗内公民館		昭和 51 年	49.5	×
23	新区公民館		昭和 49 年 6 月	53.6	×
24	鷺巣	鷺巣公民館	明治期	123.0	×
25	静	山の腰公民館	昭和 43 年	89.1	×
26		駒場公民館	昭和 41 年 11 月	122.1	×
27		馬宿東公民館	昭和 53 年 3 月	131.6	×
28		茂呂本郷研修館	昭和 55 年 7 月	132.0	×
29		茂呂新田公民館	平成 8 年 3 月	217.8	○
30		茂呂東坪公民館	昭和 20 年	99.0	×
31		八郎土公民館	昭和 54 年	66.0	×
32		御門公民館	平成 6 年 6 月	180.0	○
33		星の宮神社社務所兼羽抜第 1 公民館	昭和 27 年 5 月	133.3	×
34		羽抜第 2 公民館	昭和 43 年 4 月	82.7	×
35	下津原	下津原公民館	昭和 40 年	182.0	×
36	豊岡	豊岡(文化)伝承館	平成 12 年 4 月	234.6	○
37	古江	古江公民館	昭和 44 年 11 月	71.0	×
38	新里	新里公民館	建築年次不明	165.0	×
39	三谷	三谷公民館	昭和 62 年 6 月	165.0	○
40	下岡	下岡公民館	平成元年 4 月	115.1	○
41	上岡	上岡公民館	昭和 49 年	99.0	×
42	小野寺	小名路公民館	明治期	62.7	×
43		西根公民館	平成 12 年	154.0	○
44		堀ノ内公民館	昭和 54 年 5 月	52.8	×
45		西耕地公民館	昭和 32 年	50.0	×
46		石橋公民館	昭和 46 年 5 月	59.4	×
47		上耕地公民館	昭和 35 年 5 月	64.4	×
48		中妻公民館	昭和 35 年	42.9	×
49		田代公民館	昭和 47 年	79.2	×
50		山中公民館	昭和 61 年 5 月	64.4	○
51		羽田公民館	昭和 57 年 2 月	59.4	○

3. 耐震化の目標

(1) 住宅に関する耐震化の目標

①一般住宅

〔住宅の耐震化の目標〕			
現状 65.8% ⇨ 平成 27 年度末 (推計) 73.5% ⇨ 目標 90%			
	平成 19 年度	平成 27 年度末(推計・自然更新)	平成 27 年度末(目標)
住宅総数	5,500 戸	→ 5,400 戸	⇒ 5,400 戸
耐震性有	3,620 戸	→ 3,970 戸	⇒ 4,860 戸
今後耐震化が必要な住宅戸数			890 戸

住宅については、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号。以下「国の基本方針」という。）及び県計画を踏まえ、地震による被害想定数から死者を半減させることを目指し、住宅については、平成 27 年度末までに耐震化率を 90%とすることを目標とする。

現状のまま推移すると、平成 27 年度末の耐震化を有する住宅戸数は 3,970 戸で耐震化率 73.5%と想定される。目標耐震化率 90%（4,860 戸）を達成するためには、平成 27 年度末までに、さらに 890 戸の施策促進による耐震化が必要である。

図 7 耐震化の目標達成のために必要な住宅戸数

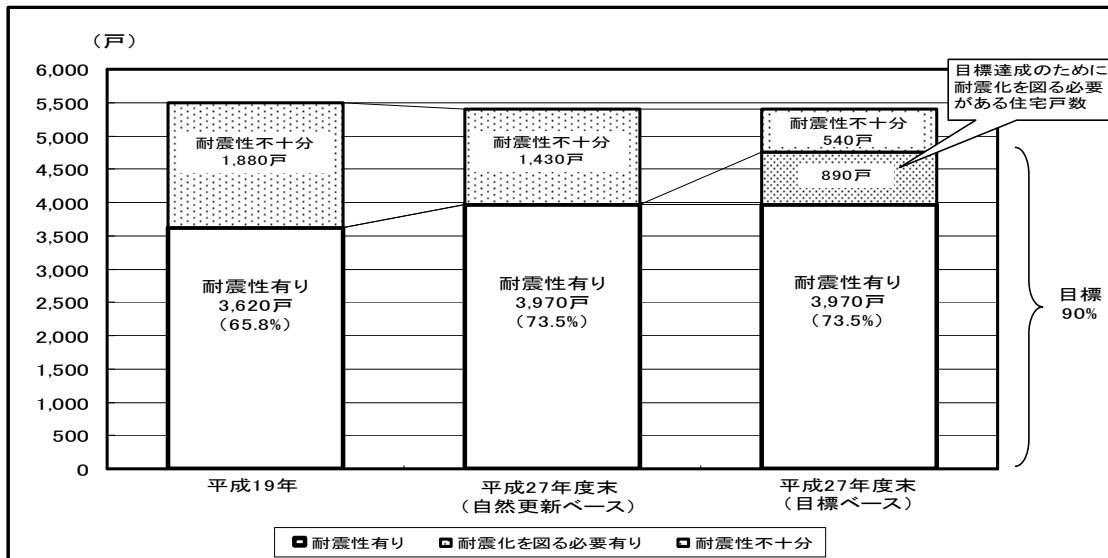


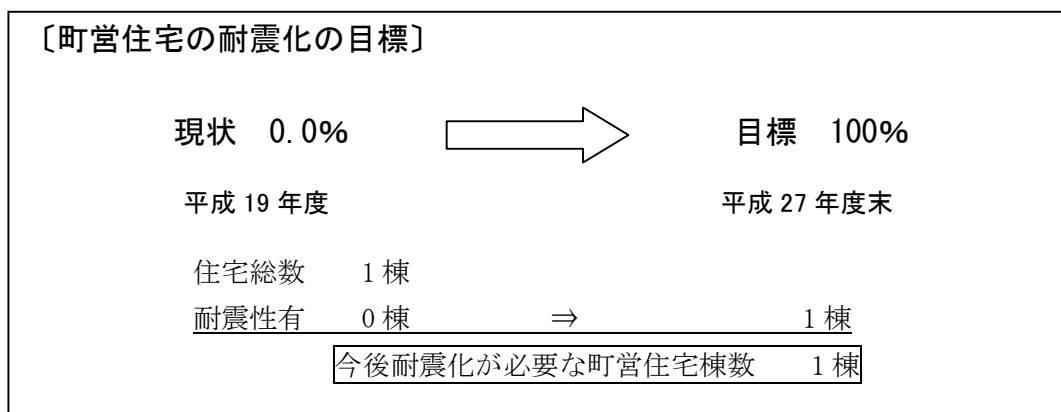
表 12 平成 27 年における住宅の耐震化率(推計)

種別	昭和 56 年以前 の住宅	昭和 57 年以降 の住宅	住宅数	耐震性を有して いる住宅数	耐震化率(%) (平成 27 年度末)	目標 耐震化率
	a	b	a+b=c	d	d/c	
戸建住宅	1,980	2,800	4,780	3,410	71.3	90.0
共同住宅	260	360	620	560	90.3	
住宅総数	2,240	3,160	5,400	3,970	73.5	

※住宅の耐震化の推計方法

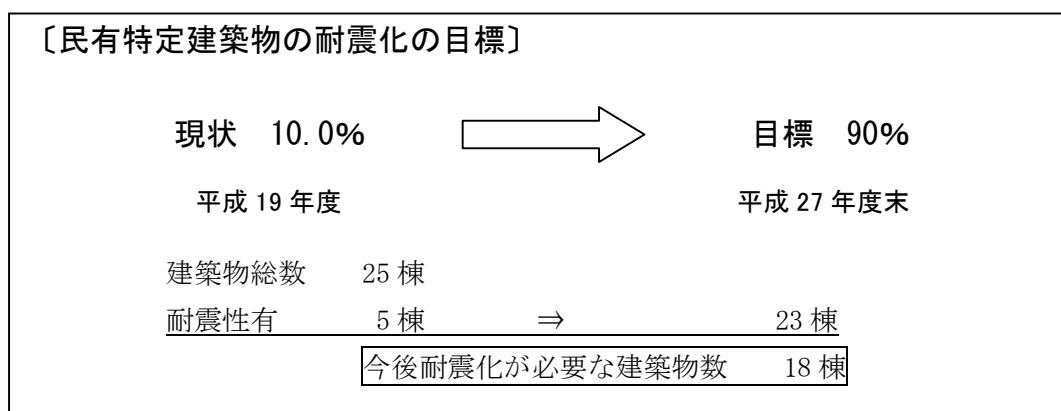
- 住宅の耐震化の推計の基本となる統計資料は「平成 15 年住宅・土地統計調査」を用いる。
- 推計において想定される推計値については、国における耐震化率算出方法を用いる。
- 目標年の住宅の推計根拠となる平成 27 年の岩舟町の世帯数の算出にあたっては、第 5 次岩舟町振興計画における目標年次（平成 27 年）人口 18,500 人とする。
- 建築物所有者の耐震化に対する意向調査結果（H19.9 実施）を反映させる。

②町営住宅



町営住宅については、平成 27 年度末までに耐震化率を 100%とすることを目標とする。
平成 19 年の町営住宅の耐震化率は 0.0%であり、目標の耐震化率達成のためには既存の町営住宅 1 棟の耐震化が必要である。

(2) 民有特定建築物に関する耐震化の目標

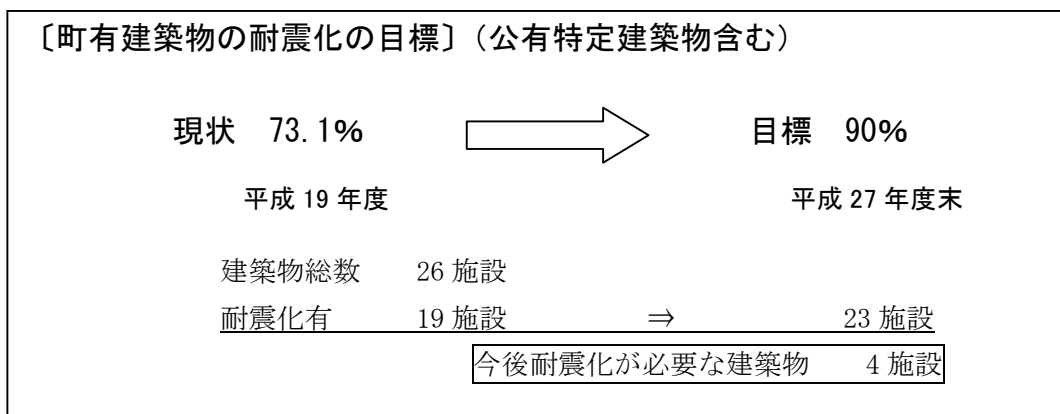


国の基本方針及び県計画を踏まえ、地震による死者数を被害総定数から半減させることを目指し、民有特定建築物については、平成 27 年度末までに耐震化率を 90%とすることを目標とする。

平成 19 年の民有特定建築物の耐震化率は 10.0%であり、目標耐震化率達成のためには残り 18 棟の耐震化が必要である。

民有特定建築物の中でも、不特定多数の者が利用する建築物や高齢者、障害者などの災害時要援護者が利用する建築物は、震災による倒壊被害が甚大になるおそれがあるため、重点的に耐震診断・耐震改修を誘導し、建築物の耐震化を推進する。

(3) 町有建築物に関する耐震化の目標



町有建築物は、県計画を踏まえ平成 27 年度末までに耐震化率を 90%とすることを目的とする。

平成 19 年における町有建築物の耐震化率は 73.1%であり、目標耐震化率の達成のためには残り 4 施設の耐震化が必要である。

町有建築物のうち、災害時の避難所、被害情報の収集や被害対策指示等の応急活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化（公有特定建築物等）については、今後、関係所管課との調整の上、早急に整備プログラムを定め、早期実現に向けて取り組むこととする。

第3章 住宅・建築物耐震化の実施計画

1. 基本的な考え方

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として取組むことが不可欠である。町は、こうした所有者等の取組みを支援するため、県からの助言や情報提供、補助事業（住宅・建築物耐震改修等事業）等を活用しながら、必要な施策を講じるものとする。

住宅・建築物の所有者、町、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、それぞれの役割に応じて、本計画に掲げた住宅・建築物の耐震化を着実に実施していくものとする。

(1) 住宅・建築物の所有者の役割

住宅・建築物の所有者等は、自らが所有、管理する住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努める。

特に、法第6条第1項第1号から第3号に該当する建築物で、耐震規定に適合しない建築物の所有者は、建築物の利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持ち、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めるものとする。

(2) 町の役割

県と連携を図りながら住宅・建築物の所有者が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進するものとする。

特に、学校や公共医療機関等の災害応急対策上重要な施設については、建築物の定期点検等を実施し、必要に応じて補強工事等による耐震性の強化を図るものとする。

その他の施設については、災害対策の位置づけや建築物の老朽度等を考慮し、適切な耐震化を進めていくものとする。

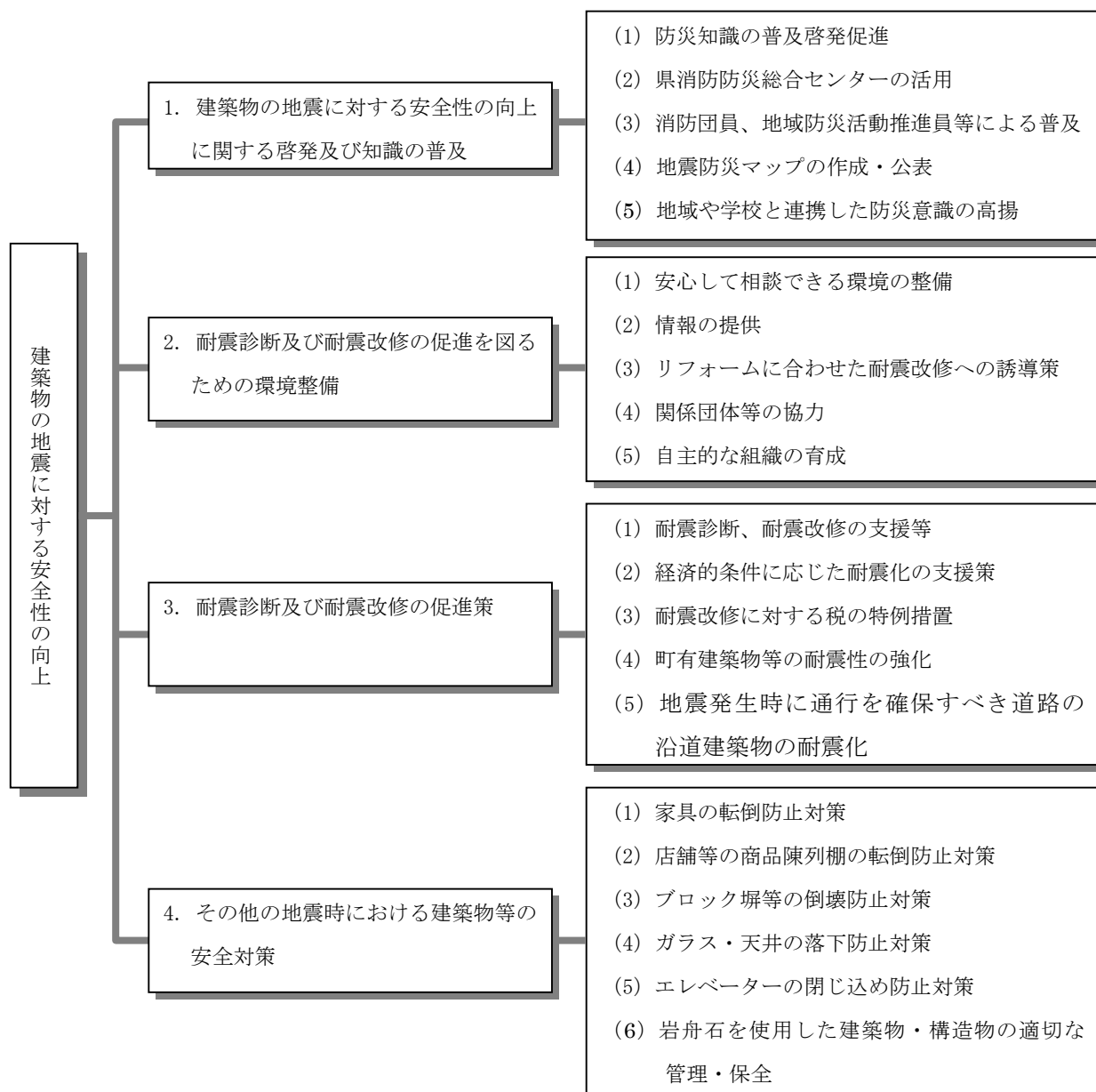
(3) 建築関係団体の役割

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組んでいくものとする。

2. 取り組むべき施策

建築物の地震に対する安全性の向上の観点から、次のような施策を推進する。

施策の体系



2-1. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

自らの身の安全は自ら守ることが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時は、自らの安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者及び災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは町、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

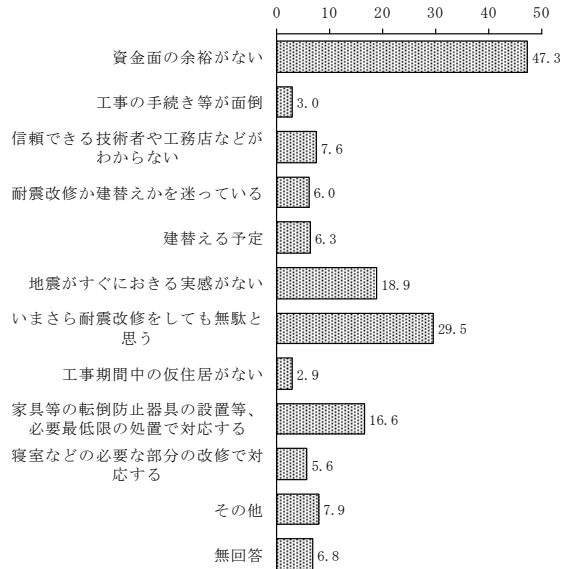
この度の意向調査では、耐震診断及び耐震改修に対する必要性の認識が低いことが判明した。また、必要な情報が得られないことも、耐震診断及び耐震改修が進まない理由のひとつであることが明らかとなった。

このため、町は、自治会の防災活動（防災訓練、危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、人的ネットワーク構築等）等、様々な機会を捉えて普及啓発を図るものとする。

◆建築物所有者の耐震化に対する意向調査結果より(住宅所有者)

問13. 耐震改修を考えていない理由

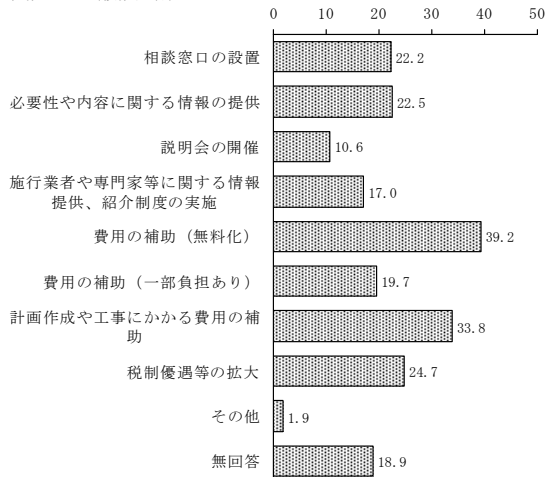
総数=662 (複数回答)



●「耐震改修を考えていない理由」については、「資金面の余裕がない」と回答した人が全体の47.3%を占めていた。一方、「いままら耐震工事をして無駄と思う」が全体の29.5%、「地震がすぐにおきる実感がない」が18.9%を占めており、費用の面以外にも住宅の耐震化や地震に対する意識の低さも課題である。

問14. 耐震診断・改修を進めるために必要と思われる支援等

総数=987 (複数回答)



●「耐震診断・改修を進めるために必要と思われる支援策」については、「費用の補助(無料化)」と回答した人が全体の39.2%を占めている。また、「計画作成や工事にかかる費用の補助(33.8%)」、「税制優遇等の拡大(24.7%)」となっており、診断や工事にかかる費用の補助に対する要望が高くなっている。さらに、「耐震診断・改修の必要性や内容に関する情報の提供(22.5%)」、「相談窓口の設置(22.2%)」となっており、環境整備や普及啓発面の要望も高い結果となっている。

(1) 防災知識の普及啓発促進

住民一人一人が常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、県と連携して防災知識の普及啓発を促進する。

普及啓発にあたっては、県職員が直接出向いて説明を行う「とちぎ県政出前講座」や、県内のいろいろな場所で開催されている講座・セミナーを紹介する「とちぎ県民カレッジ」なども活用し、耐震診断及び耐震改修の重要性について、町民の理解を深めるよう努めるものとする。

◆主な普及啓発活動

- 県や関係団体等との連携による防災講演会・講習会等の開催
- 防災パンフレット、ちらし等の配布
- 広報紙等による広報活動の実施
- インターネットによる防災情報の提供
- 防災訓練の実施の促進
- 防災器具、災害写真等の展示
- 各種表彰の実施

(2) 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な組織として県央部に「消防防災総合センター」を設置し、震度毎の地震、火災発生時の煙体験等の擬似体験や応急措置の実地練習等を通して防災技術や防災知識の普及を図っている。

町は、住民に対し、広報紙等を通じて当該センターの周知・利用を促し、防災知識の普及を推進する。また、学校教育における防災教育の一環として、当該センターの見学等に活用することにより、児童・生徒に防災を身近な問題として認識してもらう。

(3) 消防団員、地域防災活動推進員等による普及

消防団員、地域防災活動推進員等による地域の巡回指導を促進し、家具の固定、避難口の点検、地震発生時に取るべき行動、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

(4) 地震防災マップの作成・公表

内閣府では、地震に関する調査結果を整理し、「揺れやすさマップ」、「地域の危険度マップ」を公表しているが、本町において平成20年2月から稼動している「栃木県防災情報システム」による被害予測を活用した「揺れやすさマップ」や「地域の危険度マップ」に、町内の避難場所や避難経路等の防災情報を重ねた『地震防災マップ』を作成し、住民に公表することにより、揺れやすい地域では家具の固定や住宅の耐震診断、耐震補強等の対策を優先的に行うなど日頃の地震への備えを促していくものとする。

また、現在岩舟町 HP に掲載されている、さまざまな地図を検索して表示することができる「町内地図情報コーナー」に、『地震防災マップ』を追加・充実する方向で検討を進めるものとする。

(5) 地域や学校と連携した防災意識の高揚

住民一人一人が地震に対する危機意識や対応能力を備え、向上させていくためには、まず家庭や地域において防災意識の普及・啓発を図ることが重要である。また、学校等においても、子どもの頃から災害時に対応できる力を身につけるとともに、平時における備えの重要性を学ぶ教育活動が重要である。

こうしたことから町は、町内会単位で自主防災組織づくりを進めるとともに、日頃から自主防災組織が行う防災訓練等の活動に参加して、防災に関する知識の向上と技術を習得しておくことができるよう、自主防災組織の育成を積極的に支援し、防災資機材整備や研修会の開催、広報による普及啓発、自主防災組織による活動の充実を図るものとする。

また、地域や学校等において、防災の視点でまちを調査し、学習する防災ワークショップ、ウォッチングなどを開催し、自ら行動することで地域の実情や危険な場所や内容を把握することができるような能動的な機会の創出を図るものとする。

2-2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための環境整備

先に述べたとおり、この度の意向調査では、耐震診断及び耐震改修に対する必要性の認識が低いことが判明した。また、必要な情報が得られないことも、耐震診断及び耐震改修が進まない理由のひとつであることが明らかとなった。

こうした結果を踏まえ、町は、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を行える環境を整えるとともに、耐震化に関するさまざまな情報を提供するものとする。

(1) 安心して相談できる環境の整備

町は、住民からの問い合わせに適切に対応できるよう、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置し、相談体制の整備を図るものとする。

また、県と連携して専門家を派遣するなど地域の巡回相談を実施するとともに、建築分野等の関係団体の参加を募るなど、広く連携・協力を図るものとする。

(2) 情報の提供

①耐震診断及び耐震改修に関する情報の提供

住民や事業者が安心して耐震診断や耐震改修を実施するために、町や県、関係団体が実施する支援制度や耐震に関する情報を広く分かりやすく提供する。

防災訓練が行われる毎年9月の防災月間など、関心が高まる時期にあわせて、広報やHPで耐震診断及び耐震改修に関する特集を組むなど、効果的な情報提供に努めるものとする。

②耐震診断技術者・改修施工者に関する情報提供

県が行う建築士等の募集登録や、住民等の要望に応じた派遣制度（耐震アドバイザー派遣制度）等を活用し、住民が安心して住宅・建築物の耐震化に取り組む際の、技術者・施工者に関する情報の提供に努めるものとする。

(3) リフォームに合わせた耐震改修への誘導策

住宅設備の更新やバリアフリー化などのリフォームに合わせて耐震改修を行うことは、コスト面のほかに手間の面でも負担を軽減するなどのメリットがある。この度のアンケート調査でも、耐震診断は、リフォーム、増築工事等のついでに行っている、との回答が多い。しかし、一方では、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど、住宅・建築物の所有者が耐震改修を実施するにあたっては様々な不安材料がある。

したがって、町は、県やリフォーム事業者と連携し、建築物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるよう、リフォームに関する相談・情報提供等の環境整備を進めるものとする。

(4) 関係団体等の協力

町及び県は、建築物の設計、施行について豊富な知識と経験をもつ社団法人栃木県建築士会、社団法人栃木県建築士事務所協会等の協力を得て、建築物の耐震診断及び耐震改修を進めるものとする。

(5) 自主的な組織の育成

この度の意向調査では、耐震化に関わる人的、組織的不足や、連携の薄さが指摘され、専門家や関係団体、地域住民や商店街などの団体等との連携の強化及び耐震促進に向けた自主的な活動の支援が課題となっている。

こうしたことを踏まえ、町内会や自治会、商店会、消防団、自主防災組織など、地域の団体及び建築等の専門家や企業等が中心となって、耐震化の促進に向けた自主協議会等を設置し、意識の高揚を図るものとする。

協議会では、耐震診断及び耐震改修に関わる情報提供や、信頼できる人材・事業者等の紹介等を行うとともに、より広範に耐震診断・改修が行われることを目指し、セミナーや講習会を開催し、耐震改修を専門とする技術者の確保とスキルアップされた人材の育成を図るものとする。

2-3. 耐震診断及び耐震改修の促進策

本計画によれば、平成 27 年度までに 890 戸の住宅の耐震化を行っていく必要がある。このためには、年間 110 戸余の耐震改修を行わなければならないが、現状では、耐震改修は容易には進んでいない。

本計画の策定に併せて実施した「建築物所有者の耐震化に対する意向調査」の結果によると、耐震診断や耐震改修を実施しない理由として、「耐震診断・改修に係る費用負担」が大きな要因となっている。耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、総じて、相当の費用を要するためである。

このため、町は、この様な建築物所有者の経済的負担を軽減するための支援策を講ずるとともに、経済的条件に応じた耐震化のメニューを提供するように努めるものとする。

(1) 耐震診断及び耐震改修の支援等

町内の耐震診断及び耐震改修が必要な住宅のほとんどは、老朽化の進んだ木造住宅である。そして、これらの住宅は、所有者の高齢化により耐震改修の費用負担も困難な場合が多く、ましてや建替えはほとんど進まない状況にある。

これまで、町は、「岩舟町木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱」に基づき、昭和 56 年以前に建設された木造住宅を対象に耐震診断に要する経費の補助を行っている。

老朽化の進んだ木造住宅については、この「岩舟町木造住宅耐震診断事業」の積極的な活用による耐震診断の実施を促すとともに、新たに「岩舟町木造住宅耐震改修補助事業」を創設し、耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

また、住宅に関する融資制度の活用等によりリフォームや建替えとあわせた耐震化や、新たな住宅への建替えによる耐震化の促進を図っていくものとする。

また、耐震改修を行った場合には、表彰効果もねらった「耐震改修済マーク」の表示を行うなどにより、より一層の利用促進を図るものとする。

(2) 経済的条件に応じた耐震化の支援策

①多様な手法の採用

「ひと部屋補強 ※1」、「簡易的な耐震補強 ※2」、「耐震ベッド ※3」など、経済的条件に応じた多様な手法を取り入れた耐震化の促進を図る。

注：※1・・・あるひと部屋だけを補強しようという考え方。例えば、寝室を補強することで、寝ている間に起きた地震でも寝室がつぶれないようにするというもの。

：※2・・・現在の耐震補強は、耐震の安全性を点数で評価し、1.0 以上となるようにしているが、この点数が 1.0 点までいかない工事のこと。

：※3・・・地震で寝室がつぶれても寝ている人の安全を守るように、ベッドの上部に鋼製のフレームを取り付けたもの。

②全国で行われている耐震診断及び耐震改修の方策に関する情報の発信

経済的条件に応じた耐震化を可能な限り進めて行くために、町は、全国で行われてい

様々な耐震診断及び耐震改修の方策に関する情報を、ホームページに掲載して広く町民に発信するものとする。

表 13 様々な耐震診断・改修方策の紹介(事例)

耐震診断・耐震改修方策	所管・概要等
安価で信頼できる「耐震改修工法・装置」の選定事例一覧	東京都都市整備局市街地建築課
戸建て住宅の耐震改修工法・事例等	財団法人 日本建築防災協会
簡易耐震診断法の普及	一般向けに作成された簡易な耐震診断法を活用しながら木造住宅簡易耐震相談を実施

(3) 耐震改修に対する税の特例措置

平成 18 年度税制改正において耐震改修促進税制が創設され、既存住宅を耐震改修した場合、所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置を受けられるようになった。

住宅の耐震化を促進するための手段として、耐震改修促進税制を普及させることは極めて有効と考えられるため、これら情報の提供を行うものとする。

表 14 所得税の特別控除

条 件	平成 20 年 12 月 31 日までに自己の住宅を耐震改修した場合
控除の内容	耐震改修工事を行った、その年分の所得税額から耐震改修に要した費用の 10%(上限 20 万円)を控除。
控除を受けられる家屋の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・特別控除の適用を受けようとする者が自ら居住の用に供していること。 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものであること。 ・現行の耐震基準に適合しないものであること。 ・国等が定めた計画にのっとり、助成を受けた建築物。
耐震改修証明書等の発行	税務課
手 続 き	証明書等を添付して確定申告を行う。

表 15 固定資産税の減額措置

条 件	平成 27 年 12 月 31 日までの間に耐震改修が完了した場合
減額の内容	<p>耐震改修工事完了日より、その翌年度分(1 月 1 日完了の場合はその年度分)から下記の期間、当該住宅の一戸当たり 120 ㎡の床面積相当分までの固定資産税額より 1/2 が減額される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修完了期間が平成 18 年～21 年の場合は、減額期間 3 年間 ・改修完了期間が平成 22 年～24 年の場合は、減額期間 2 年間 ・改修完了期間が平成 25 年～27 年の場合は、減額期間 1 年間
減額を受けられる家屋の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅。 ・居住部分の割合が当該家屋の 1/2 以上あること。 ・耐震改修に要した費用が一戸当たり 30 万円以上あること。
耐震改修証明書等の発行	税務課、建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、住宅性能評価機関
手 続 き	耐震改修が完了した 3 ヶ月以内に、証明書等を添付して申告する。

(4) 町有建築物等の耐震性の強化

①防災上重要な町有建築物

防災上重要な町有建築物については、耐震診断の実施状況を公表するとともに重点化を図りながら着実な耐震化を進めるために整備プログラムを作成し、順次、耐震化を実施していく。

表 16 防災上重要な町有建築物

区分	内容
防災拠点	庁舎等の災害対策活動拠点
応急対策活動の拠点	消防団詰所等
避難収容施設	学校、武道館、文化施設、公民館

出典：岩舟町地域防災計画

②町有建築物の耐震性の強化

町有建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、または避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

(1) 町役場等の整備

災害対策の中核施設として重要な役割を担う町役場等については、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

(2) 学校校舎

学校校舎は、震災時における児童・生徒や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

a. 校舎の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎については、耐震診断を実施し、必要に応じ耐震補強工事を実施する。

b. 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器、設備・備品等は、の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他防災上重要な建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物については、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

(4) 町営住宅

町営住宅は、居住者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、耐震性の調査・診断を行い、必要に応じて補修、補強を実施する。

(5) 町有建築物等の耐震化実施計画

耐震化の具体的な実施方法として、先ず防災上重要な役割を果たす町有建築物のうち、耐震性を有することが確認されていない建築物の耐震診断を実施する。その後、耐震性を有しない建築物に関して、災害時に担う役割の重要性や建築年次、費用対効果等を勘案しながら今後の利用計画を検討し、災害時に耐震改修を実施する建築物の選定と優先順位を定める。

表 17 町有建築物等の耐震化スケジュール

時期	短期 (概ね 22 年度)	長期 (概ね 23 年度～27 年度)
建築物	岩舟小学校 岩舟中学校体育館	岩舟町本庁舎、岩舟町中央公民館、岩舟町武道館 西根集会所、下津原集会所、各自治公民館

表 18 (参考) 県計画における公共建築物の耐震診断、耐震改修の優先度を判断する指標

指標区分	項目			判断の視点	具体用途の例	
用途に関する指標	県地域防災計画上の位置づけ	災害対策拠点機能等の確保を図る上で優先的に耐震化すべき施設	1	県地域防災計画上、災害対策拠点	重要度	県、市、町の庁舎 出先機関等
			2	救助・救急、医療拠点		病院、消防署等
			3	避難収容		集会場、体育館、学校等
			4	警察		県警本部、警察署、交番等
			5	ライフライン		水質浄化施設等
	災害時における被害防止の観点から耐震化すべき施設	その他	6	避難弱者収容		高齢者福祉施設 児童福祉施設 障害者福祉施設 盲・聾・養護学校等
			7	多数の県民が集まる		美術館、博物館等
			8	比較的、滞在時間が長い		県、市、町の公営住宅、学校等
			9	その他		倉庫、機械室等
	法上の位置づけ	1 特定建築物	①	危険物貯蔵施設		周辺の建築物密度
②			道路閉塞型建築物	緊急輸送道路の種別		
立地場所に関する指標	1	揺れやすさ		地震被害の危険度		
施設整備の方向性	1	施設整備の手法		改修か建て替えか		
構造に関する指標	1	構造耐震指標(Is)		構造強度		
	2	累積強度指数(CT×SD)				
	3	経過年数		劣化状況		
	4	階数		高低		

(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化

耐震改修促進法第5条第3項第1号に定める地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として、以下の道路を指定し、同法第6条第3号の道路閉塞を起こす可能性の高い建築物を対象として重点的に耐震化を促進する。

なお、指定した道路沿道の対象建築物については、震災対策上、重点的に耐震化を図るため、耐震改修促進法に基づく指導、助言を県と連携しながら積極的に進める。

①県が指定する地震発生時に通行を確保すべき道路

県計画では、地域防災計画に位置づけられた第1次、第2次緊急輸送路、及びその他に市町の意見を聞いて必要と認めた道路を、耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき、地震発生時に通行を確保すべき道路として位置づけている。

表 19 県の指定する地震発生時に通行を確保すべき道路

区分	設定基準	町内を通過する該当路線
第1次緊急輸送道路	○県庁所在地、地方都市を連絡する道路 ○県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路	東北自動車道 国道 50 号
第2次緊急輸送道路	○第1次緊急輸送道路と市町村役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路	(主)栃木藤岡線 (主)桐生岩舟線

②町が指定する地震発生時に通行を確保すべき道路

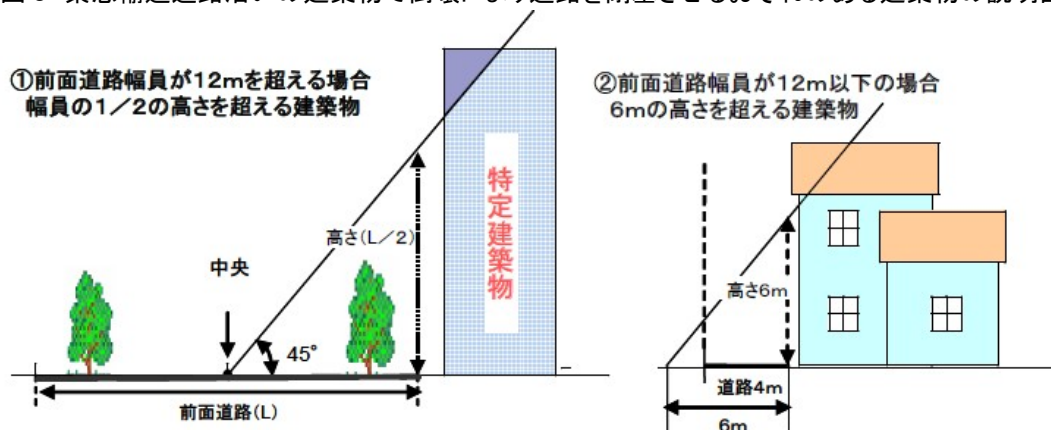
災害時における避難対策のポイントのひとつは安全な場所の確保であり、もうひとつは、そこに通じる避難道路の確保である。

地震による建築物の倒壊により多数の者の円滑な避難を妨げるおそれのある避難道路や避難場所に通じる道路については、町地域防災計画を踏まえながら道路閉塞を起こす可能性の高い沿道の建築物を対象として耐震化を促進する。

指定すべき道路としては、沿道における建築物の立地状況を踏まえ、下記の条件を考慮して特に重要な路線を指定するものとする。

- 県が指定する地震時に通行を確保すべき道路とを連絡する道路
- 県が指定する地震時に通行を確保すべき道路と防災上重要な町有建築物を連絡する道路

図 8 緊急輸送道路沿いの建築物で倒壊により道路を閉塞させるおそれのある建築物の説明図



地震発生時に通行を確保すべき道路及び
防災上重要な施設分布図

地震発生時に通行を確保すべき道路 (県指定)	——
地震発生時に通行を確保すべき道路 (町指定)	——
鉄道	●○●●
県道	——
1、2級町道又は防災上重要な 施設を結ぶ町道	——
防災上重要な町有建築物	●
消防団詰所	●

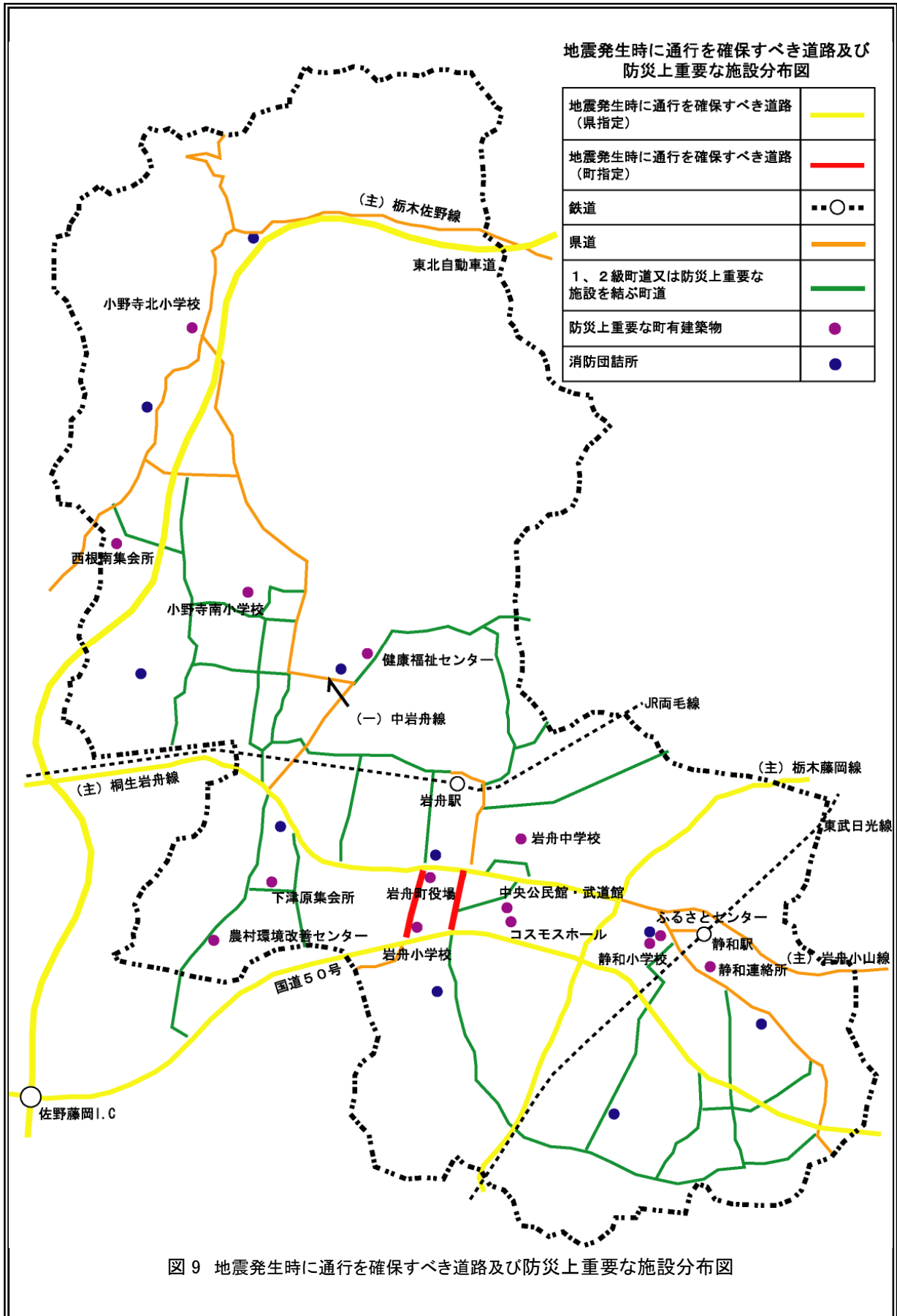


図9 地震発生時に通行を確保すべき道路及び防災上重要な施設分布図

2-4. その他の地震時における建築物等の安全対策

建築物の防災性を高めるためには、建築物の耐震性のみならず建築物内外の設備や装備等も含めた総合的な安全対策を行う必要がある。

(1) 家具の転倒防止対策

近年の大地震では、地震による建築物被害がない場合でも、家具の転倒や散乱によって怪我をしたり、避難が遅れるなどの人的被害が多く見受けられる。

一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、住民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図る。

(2) 店舗等の商品陳列棚の転倒防止対策

物品販売店の商品陳列棚の中には、背の高いものや、重い商品が陳列されている場合があり、こうした商品の陳列方法は、地震による揺れに極めて弱く、僅かな振動においても商品が落下したり、棚が倒れたりする等、店内にいる人々に危険を及ぼしたり、商品が大きな損害を受けるおそれがある。

そこで、商品陳列棚の転倒防止や商品の落下防止対策の重要性について、建築物の所有者・管理者への立ち入り指導により普及・啓発を図る。

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

地震時のブロック塀等の倒壊により、その下敷きになって死傷者が発生したり、道路を塞いで避難や救援活動の障害になるなどの危険性が指摘されている。

ブロック塀等の倒壊の危険性を住民や建築物の所有者に周知することや、正しい施工方法や補強方法を普及させることが重要であるため、パンフレットの作成・配布による啓発活動を行い、安全対策を推進する。また、生け垣等への転換を誘導する。

(4) ガラス・天井の落下防止対策

大規模な地震の際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、看板等建築物の外装材の損壊・落下による被害も想定される。

地震時による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、広告塔、タイル等、落下の危険のあるものについては、住民に対し十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

(5) エレベーターの閉じ込め防止対策

エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するため、既設エレベーターの安全点検、閉じ込められた場合の対処方法の周知、地震時における保守会社の緊急体制の整備について指導等を行う。

(6) 岩舟石を使用した建築物・構造物の適切な管理・保全

岩舟石を使った石の倉や消防用倉庫、鳥居、建築物の土台部分だけを岩舟石でつくった建築物や石垣などが町内に数多く残されており、町の貴重な文化資源として、保全・活用していくことが大切になってきている。

しかし、岩舟石は、水や火に強い反面、軟らかく加工がしやすいことから、大地震による倒壊の危険性があるため、保全・活用にあたって十分な配慮が必要である。

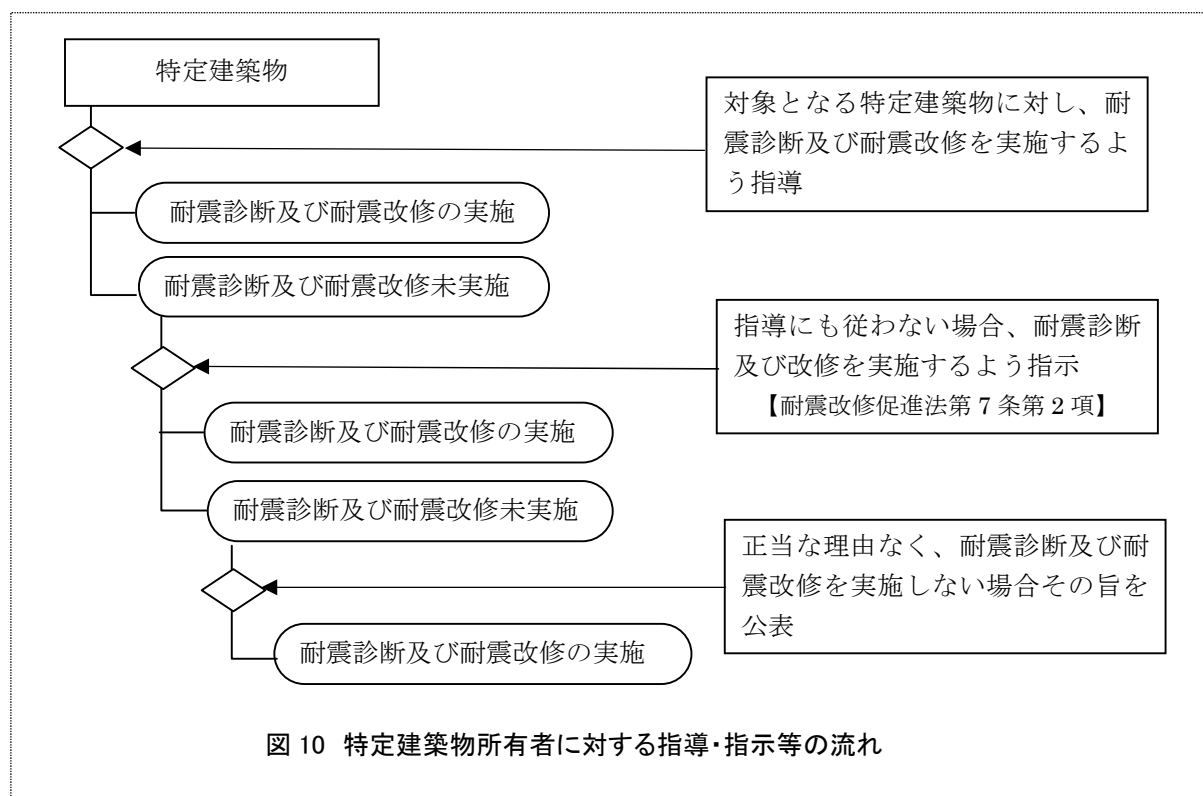
町は、岩舟石を使った建築物や構造物の実態調査を行うとともに、震災時の倒壊による被害を防止するため適切な管理・保全策について検討する。

第4章 その他建築物の耐震化を促進するための施策

1. 建築物所有者への指導・指示等

建築物の耐震化の促進を図るため、特定行政庁である県と十分な調整協議を行い、効果的な指導・指示等を行う。

そのため、町は県と連携・協力しながら特定建築物所有者に対する指導・助言等の対策を進める。



資 料 編

資料 1

住宅の耐震化率推計方法

資料 2

岩舟町耐震改修促進計画検討委員会

資料 3

関係法令

建築物の耐震改修の促進に関する法律

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

建築基準法（抜粋）

建築基準法施行令（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

資料 4

町有建築物一覧

資料 1 住宅の耐震化率推計方法

【基本事項】

- 住宅の耐震化の推計の基本となる統計資料は「平成 15 年住宅・土地統計調査結果」を用いる。
- 推計において想定される推計値については国の耐震化率算出方法を用いる。
- 目標年の住宅の推計根拠となる平成 27 年の岩舟町の世帯数の算出にあたっては、第 5 次岩舟町振興計画における目標年次（平成 27 年）人口 18,500 人とする。
- 建築物所有者の耐震化に対する意向調査結果（H19.9 実施）を反映させる。

【推計手順】

【STEP 1】建築時期別戸数の整理

昭和 56 年以前（旧耐震）、昭和 57 年以降（新耐震）を区分するために、平成 15 年住宅・土地統計調査結果により、住宅の種類別（戸建・長屋建・共同住宅）構造別（木造・日本造）に住宅の建築時期別戸数を整理する。

【STEP 2】平成 19 年における昭和 56 年以前（旧耐震）に建築された住宅数の推計 （方法）

平成 15 年～平成 19 年において昭和 56 年以前に建築された住宅の減少数を県の住宅・土地統計調査結果をもとに算出した減少率を用いて求める。

- 1) 昭和 35 年以前に建築された住宅の 5 年間の減少率：-13.0%
- 2) 昭和 38 年～昭和 45 年に建築された住宅の 5 年間の減少率：-11.0%
- 3) 昭和 46 年～昭和 56 年に建築された住宅の 5 年間の減少率：-3.0%

となっている。この推計値をもとに、平成 15 年～平成 19 年の 4 年間（4/5 年間）に減少した住宅戸数を算出すると以下のとおりとなる。

●戸建住宅：112 戸減（2,292 戸⇒2,180 戸）

●共同住宅：13 戸減（303 戸⇒290 戸）

※国の推計では、昭和 46 年～55 年までの減少率を-3.0%としているが、ここでは推計上、昭和 56 年に建築された住宅の 5 年間の減少率も同様の-3.0%とした。

●平成 19 年における昭和 56 年以前の住宅数

戸建住宅：2,180 戸、共同住宅：290 戸

【STEP 3】平成 19 年における総住宅数の想定

(方 法)

平成 15 年における岩舟町の世帯数に対する住宅戸数の割合を算出する。

平成 15 年における岩舟町の世帯数 5,840 世帯（住民基本台帳）に対し、住宅戸数の占める割合は 91.1%であることから、平成 19 年の世帯数 6,087 世帯に 91.1%を乗じた約 5,500 戸を平成 19 年における住宅総戸数と想定する。

●平成 19 年における住宅の現状（戸）

	昭和 56 年以前	昭和 57 年以降	住宅数
戸建住宅	2,180	2,690	4,870
共同住宅	290	340	630
住宅総数	2,470	3,030	5,500

【STEP 4】昭和 56 年以前に建築された住宅から耐震性を有している住宅数の推計

(方 法)

昭和 56 年以前に建築された住宅の中には、既に耐震性を有している住宅があるものと考えられる。国における考え方は以下のとおり。

- 1) 戸建住宅においては、全体の 12%が耐震性を有している。
- 2) 共同住宅においては、全体の 76%が耐震性を有している。

上記の考え方をもとに、平成 19 年における昭和 56 年以前に建築された住宅のうち、耐震性を有していると考えられる住宅数は以下のとおりとなる。

●戸建住宅：約 370 戸 [約 260 戸 (2,180 戸×12%) +110 戸※]

※平成 15 年住宅・土地統計調査で、既に耐震工事が行われている 110 戸分を追加する。

※ここでの耐震工事とは、壁の新設・補強、筋交いの設置、基礎の補強等。

●共同住宅：約 220 戸 (290 戸×76%)

●平成 19 年における住宅の耐震化率（戸）

	昭和 56 年以前 建築の住宅	昭和 57 年以降 建築の住宅	住宅数	耐震性を 有する住宅数	耐震化率 (%)
戸建住宅	2,180	2,690	4,870	3,060	62.8
共同住宅	290	340	630	560	88.9
総戸数	2,470	3,030	5,500	3,620	65.8

【STEP 5】平成 27 年における住宅の耐震化の現状（推計）

（方 法）

上記、STEP 2～STEP4 までの手法により平成 27 年の想定される住宅の耐震化の状況を推計する。

◎昭和 56 年以前住宅の減少数

STEP 2 の 1)、2)、3)から、平成 19 年～平成 27 の 8 年間（8/5 年間）に減少した住宅戸数を算出する。

●戸建住宅：200 戸減（2,180 戸⇒1,980 戸）

●共同住宅：30 戸減（290 戸⇒260 戸）

◎平成 27 年における総住宅戸数の推計

第 5 次岩舟町振興計画では、平成 27 年の目標人口を 18,500 人と推計しているため、これを平成 19 年の世帯人員（3.1 人）で割り、平成 27 年の世帯数を約 5,970 世帯とし、STEP 3 で算出した総世帯数に対する住宅戸数の割合 91.1%を乗じることで平成 27 年の総住宅戸数を推計する。

●約 5,400 戸（5,970 世帯×91.1%）

◎昭和 56 年以前に建築された住宅のうち耐震性を有している住宅の戸数

STEP 4 の方法と同様に算出。

●木造住宅：約 350 戸 [約 240 戸（1,980 戸×12%）+110 戸※]

※平成 15 年住宅・土地統計調査で、既に耐震工事が行われている 110 戸分を追加する。

●共同住宅：約 200 戸（260 戸×76%）

●平成 27 年における住宅の耐震化の推計結果（戸）

	昭和 56 年以前 建築の住宅	昭和 57 年以降 建築の住宅	住宅数	耐震性を 有する住宅数	耐震化率 (%)
戸建住宅	1,980	2,800	4,780	3,150	65.9
共同住宅	260	360	620	560	90.3
総戸数	2,240	3,160	5,400	3,710	68.7

【STEP6】建築物所有者の耐震化に対する意向調査結果に基づく考察

本計画策定にあたり実施した意向調査結果において、今後 5 年以内に耐震診断を実施すると回答した人は 61.3%であり、さらに、これまでに耐震診断を実施した結果「安全であると評価」された人が 23.5%いた。

◎目標年までに耐震性を有する住宅として追加される住宅戸数

よって、 $(1,980 \text{ 戸} - (3,150 \text{ 戸} - 2,800 \text{ 戸})) \times 61.3\% \doteq 1,000 \text{ 戸} \Rightarrow$ 耐震診断実施

うち、 $1,000 \text{ 戸} \times 23.5\% \doteq 240 \text{ 戸} \Rightarrow$ 耐震性を有する住宅

また、今後耐震改修を予定していると回答した人は 2.1%。

$(1,000 \text{ 戸} - 240 \text{ 戸}) \times 2.1\% \doteq 20 \text{ 戸} \Rightarrow$ 耐震改修実施

以上の結果から、目標年次までに 260 戸の戸建住宅の耐震化が進むものと想定される。

●平成 27 年における住宅の耐震化率

	昭和 56 年以前 建築の住宅	昭和 57 年以降 建築の住宅	住宅数	耐震性を 有する住宅数	耐震化率 (%)
戸建住宅	1,980	2,800	4,780	3,410	71.3
共同住宅	260	360	620	560	90.3
総戸数	2,240	3,160	5,400	3,970	73.5

資料2 岩舟町耐震改修促進計画検討委員会

本計画策定に当たって、岩舟町耐震改修促進計画検討委員会を設置し、町庁内横断的事項の調整を行いました。

●岩舟町耐震改修促進計画検討委員会構成課（7課9担当）

委員とその職名		
リーダー	建設課長	
サブリーダー	建設課	都市計画担当主幹
委員	総務課	消防管財担当主幹
	企画課	企画調整担当主幹
		財政担当主幹
	税務課	資産税収納担当主幹
	健康福祉課	介護福祉担当主幹
	学校教育課	学校教育担当主幹
	社会教育課	社会教育担当主幹
		公民館担当主幹

資料3 関係法令等

◆建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項 に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

（特定建築物の所有者の努力）

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

（指導及び助言並びに指示等）

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特

に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第八条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 建築物の位置
 - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
 - 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。）、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）、大規模の修繕（同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている耐火建築物（同法第二条第九号の二 に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（１）工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（２）工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
 - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。
- 8 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

- 第九条 計画の認定を受けた者（第十三条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（報告の徴収）

- 第十条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

- 第十一条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第十二条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第十三条 第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法 の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項 に規定する中核市の区域内にあっては、当該指定都市又は中核市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項 の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者が第一項 の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項 の規定の適用については、同項 中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第十三条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

第十四条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条 に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号 の住宅又は同項第四号 の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第十五条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法第二十一条 に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐

震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第十五条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第十六条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第六章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第十七条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であって、第十九条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第十八条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

い。

(業務)

第十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第二十条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第二十一条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十二条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第二十三条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第十九条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第二十四条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十五条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第二十六条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第二十七条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第十八条第二項又は第二十二条から第二十四条までの規定のいずれかに違反したとき。
- 二 第二十一条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
- 三 第二十一条第三項又は第二十五条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適當な行為をしたとき。
- 六 不正な手段により指定を受けたとき。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第七章 罰則

第二十八条 第七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条又は第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十四条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 三 第二十四条第二項の規定に違反した者
- 四 第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 第二十六条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

2 第十四条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

附 則 (平成八年三月三十一日法律第二一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三十一日法律第二六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一七年七月六日法律第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年一月七日法律第一二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

- 2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十七条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

◆建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（抜粋）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場十六車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降

又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 幼稚園又は保育所階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

四 体育館床面積の合計が千平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬十トン

ロ 爆薬五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管五十万個

ニ 銃用雷管五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線五万個

ヘ 導爆線又は導火線五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分

に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類三十トン

四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類二十立方メートル

五 マッチ三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。）二万立方メートル

七 圧縮ガス二十万立方メートル

八 液化ガス二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第四条 法第六条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

一 十二メートル以下の場合六メートル

二 十二メートルを超える場合前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第五条 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

- 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第七条第二項第三号に掲げる特定建築物
- 2 法第七条第二項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。）床面積の合計が二千平方メートルのもの
 - 二 幼稚園又は保育所床面積の合計が七百五十平方メートルのもの
 - 三 小学校等床面積の合計が千五百平方メートルのもの
 - 四 前項第十九号に掲げる特定建築物床面積の合計が五百平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

第六条 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第七条 法第十四条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

◆建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

- 第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

◆建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）（抜粋）

（勧告の対象となる建築物）

- 第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- 一 階数が五以上である建築物
 - 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

◆建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

国土交通省告示第百八十四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年一月二十五日

国土交通大臣 北側一雄

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（同年三月）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して、法第七条第一項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「別添の指針」という。）第一第一号及び第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

また、法第八条第三項の計画の認定についても、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、国は、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

さらに、建築物の倒壊による道路の閉塞対策として、都道府県は、法第五条第三項第一号の規定に基づき都道府県耐震改修促進計画において必要な道路を適切に定めるべきである。

4 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第十七条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」と

いう。)が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

5 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、全国の市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであり、国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

6 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

7 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

8 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策の実施に努めるべきであり、国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成十五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約四千七百万戸のうち、約千百五十万戸（約二十五％）が耐震性が不十分と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十年の約千四百万戸から五年間で約二百五十万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは五年間で約三十二万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第六条第一号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であつて、階数が三以上、かつ、延べ面積が千平方メートル以上の建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約三十六万棟のうち、約九万棟（約二十五％）が耐震性が不十分と推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約七十五％を、平成二十七年までに少なくとも九割にすることを目標とする。耐震化率を九割とするためには、今後、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百万戸）、多数の者が利用する建築物の耐震化は約五万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを二倍ないし三倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後五年間で、十年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、住宅については約百万戸、多数の者が利用する建築物については約三万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに、平成二十七年までに、少なくとも住宅については百五十万戸ないし二百万戸、多数の者が利用する建築物については約五万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、別添の指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができる

よう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、法施行後できるだけ速やかに策定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の策定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行うことが考えられる。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。

特に、学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。また、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき道路は、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者

の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、平成二十七年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

また、同項第二号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第十三条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第三号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内のすべての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

5 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、法第七条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

6 市町村耐震改修促進計画の策定

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第五条第七項において、基礎自治体である市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限りすべての市町村において耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村の耐震改修促進計画の内容については、この告示や都道府県耐震改修促進計画の内

容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より地域固有の状況に配慮して作成することが望ましい。

附則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

(別添資料略)

資料4 町有建築物一覧

NO	名 称	構 造	延面積 (㎡)	新增築年月	摘 要	防災上重要な建築物	耐震性の有無
1	役場	SRC	988	S 34. 4 新 S 42. 10 増	別館 440㎡ H3. 新車庫棟 304㎡	○	×
2	役場東庁舎	木造	446	S 4. 新 S 58. 5 改			×
3	静和連絡所	〃	397	S 32. 新 S 60. 3 改		○	×
4	小野寺連絡所	〃	391	S 29.			×
5	静和保育所	〃	261	S 40. 3			×
6	岩舟保育所	〃	257	S 41. 3			×
7	小野寺北保育所	〃	460	S 39. 3			×
8	(旧)母子健康センター	〃	254	S 40. 3			×
9	静和小学校	RC	5,321	S 58. 3	体育館 1062㎡ H 9. 3 改	○	○
10	岩舟小学校	〃	5,333	S 56. 8	食堂棟 540㎡ H 3. 3 新 体育館 1032㎡ S 57. 3 新	○	×
11	小野寺南小学校	〃	2,043	S 62. 3	体育館 830㎡ S 62. 12 新	○	○
12	小野寺北小学校	〃	2,001	H 元. 3	体育館 884㎡ H 元. 3 新	○	○
13	岩舟中学校	〃	6,440	S 51. 7	体育館 1552㎡ S 53. 8 新	○	×
14	役場南倉庫	軽S	285	H 11. 9			○
15	旧小野寺中体育館	S	602	S 46			×
16	中央公民館	RC	1,005	S 44		○	×
17	武道館	S	784	S 45		○	×
18	下津原集会所	木造	214	S 54. 3		○	×
19	西根南集会所	〃	142	S 52. 3		○	×
20	西根南町宮住宅	〃	222	S 53			×
21	水道課庁舎	S	264	S 63. 11			○
22	第1浄水場	S	221	S 63. 6	施設能力 7,500㎥/日		○
23	第2浄水場(管理等)	S	297	H 9. 2	施設能力5,200㎥/日 PC3,000㎥		○
24	中央配水場	RC・PC	—	H 元. 3	RC 2,000㎥ P C 3,000㎥		○
25	小野寺高区第1配水場	SRC・ALC	62	H 15. 4	P R C 180㎥		○
26	小野寺高区第2配水場	SRC・RC	13	S 51. 3	RC 25㎥		×
27	第1水源	BC造	11	S 51. 3	施設能力 2,000㎥/日		×
28	第2水源	BC造	28	S 48. 3	施設能力 2,000㎥/日		×
29	第3水源	BC造	28	S 47. 3	施設能力 2,000㎥/日		×
30	第6水源	S	32	H 9. 2	施設能力 2,300㎥/日		○
31	第7水源	S	32	H 9. 2	施設能力 2,100㎥/日		○
32	岩舟町消防団第1部詰所	木造	79	S 61. 11		○	○
33	岩舟町消防団第2部詰所	〃	68	H 4. 3		○	○
34	岩舟町消防団第3部詰所	〃	59	S 63. 3		○	○
35	岩舟町消防団第4部詰所	〃	76	H 8. 5		○	○
36	岩舟町消防団第5部詰所	〃	62	H 9. 3		○	○
37	岩舟町消防団第6部詰所	〃	69	H 2. 3		○	○
38	岩舟町消防団第7部詰所	〃	93	H 3. 3		○	○
39	岩舟町消防団第8部詰所	〃	58	H 10. 2		○	○
40	岩舟町消防団第9部詰所	〃	70	H 5. 3		○	○
41	岩舟町消防団第10部詰所	〃	58	H 12. 1		○	○
42	馬宿東公民館	〃	143	S 53. 3			×
43	ふるさとセンター	〃	258	S 63. 3		○	○
44	小野寺研修所	〃	486	H 2. 3 改			○
45	コスモスホール	鉄コ	3,394	H 4. 8		○	○
46	こなら館	〃	998	H 6. 10		○	○
47	下津原ルネッサンスセンター	木造	139	H 11. 6			○
48	小野寺ルネッサンスセンター	木造	158	H 12. 3			○
49	健康福祉センター	RC	2,628	H 15. 9. 30		○	○
50	花野果ひろば	S	768	H 18. 2. 28			○

(資料：総務課・水道課)

岩舟町建築物耐震改修促進計画

平成20年3月

編集・発行 岩舟町建設課
〒329-4392 岩舟町大字静 5 1 3 2 番地 2
電 話 0282-55-7768 (建設課都市計画担当)